



長野県報

1月9日(木)
平成26年
(2014年)
第2537号

目 次

告 示

保安林の指定施業要件の変更（森林づくり推進課）	1
公共測量の実施（2件）（建設政策課）	1
公共測量の終了（建設政策課）	2

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（3件）（県民協働・NPO課）	2
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（6件）（県民協働・NPO課）	2
総合評価一般競争入札（財産活用課）	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（経営支援課）	6
肥料取締法に基づく肥料の検査結果の公表（農業技術課）	6
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画課）	6
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（3件）（都市計画課）	7
一般競争入札（10件）（財産活用課）	7
土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	11
開発行為に関する工事の完了（2件）（建築指導課）	11
特定調達契約に係る落札者の決定（財産活用課）	11

告 示

長野県告示第11号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をします。

平成26年1月9日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林の所在場所

飯山市大字瑞穂字木付1998の1

2 保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

3 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第12号

国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成26年1月9日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（水準測量）

2 作業期間

平成25年12月9日から平成26年1月31日まで

3 作業地域

飯田市、下伊那郡天龍村、上水内郡信濃町

建設政策課

長野県告示第13号

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部北陸新幹線建設局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成26年1月9日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

- 2 作業期間
平成25年12月9日から平成26年3月20日まで
3 作業地域
長野市、中野市、飯山市

建設政策課

長野県告示第14号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成26年1月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（空中写真撮影）
2 作業期間
平成25年4月16日から平成25年11月29日まで
3 作業地域
松本市

建設政策課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年1月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年12月24日
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人縁
3 代表者の氏名
岩下 誠
4 主たる事務所の所在地
南佐久郡小海町大字豊里299番地1
5 定款に記載された目的
この法人は、中山間地域など過疎化が進む地域の人々に対して、医薬品を安定・継続して供給する体制を構築するとともに、環境保全・災害対策及び地域の活性化に関する事業を行うことにより、地域の医療・福祉・介護・司法の連携を増進し、活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年1月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年12月25日
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人佐久平NPOセンター
3 代表者の氏名
春原直美
4 主たる事務所の所在地
佐久市取出町183番地
5 定款に記載された目的
この法人は、市民活動を行っているもの及び市民活動を行おうとする意志のあるものを支え、つなげ、広めることを通じ、自らも市民活動の活性化による協働のまちづくりに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年1月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年12月26日
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人須高地域総合支援センター
3 代表者の氏名
青木みどり
4 主たる事務所の所在地
須坂市大字井上2429番地11
5 定款に記載された目的
この法人は、障がい者の、相談支援事業を主目的とし、障がいのある人々が、地域社会で安心して生活できるよう支援することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年1月9日